

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築	担当部局、課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室													
基本目標	<p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、 ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、等を目指す。 															
政策の概要	<p>平成22年度地方税制改正について、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除等の見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：47.5百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">概要 (主な事業の例)</th> <th style="width: 15%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">担当課室</th> <th style="width: 25%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税に関する制度の企画及び立案</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 </td> <td style="text-align: center;">47.5</td> <td>企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） </td> </tr> </tbody> </table>						主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）
主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等												
地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成 ・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応 ・ 地方税に関する調査、資料の作成 	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定） ・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定） 												
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度									
	国・地方の財源配分 (国：地方)	-	-	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。	(決算) 57.1： 42.9	(決算) 54.1： 45.9	調査中									
	地方税収の人口一人当たり税収額指数 (最大/最少)	-	-	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	地方税収計 3.1倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	地方税収計 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	調査中									

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p>【政策の実施状況】</p> <p>個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行った。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等の改正を行い、地財計画等における国と地方の税収比が平成 22 年度では 53.0 : 47.0 となり、平成 21 年度に比べ地方の配分比率が 2.9 ポイントの増加が見込まれている。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>平成 22 年度地方税制改正は、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効的な改正と考えられる。</p> <p>引き続き地域主権を確立するために、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていくことが重要である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋など政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく中で、真の地域主権に向けて、地方税制は、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていく必要がある。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制調査会の設置について http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf ・ 平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～ http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf ・ 平成22年度 地方税に関する参考計数資料 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html

平成 22 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室

企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評価年月 平成 22 年 8 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

地域主権型社会を担う地方税制度の構築

（基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。
具体的には、

- ・ 当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、
- ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
等を目指す。

（政策の概要）

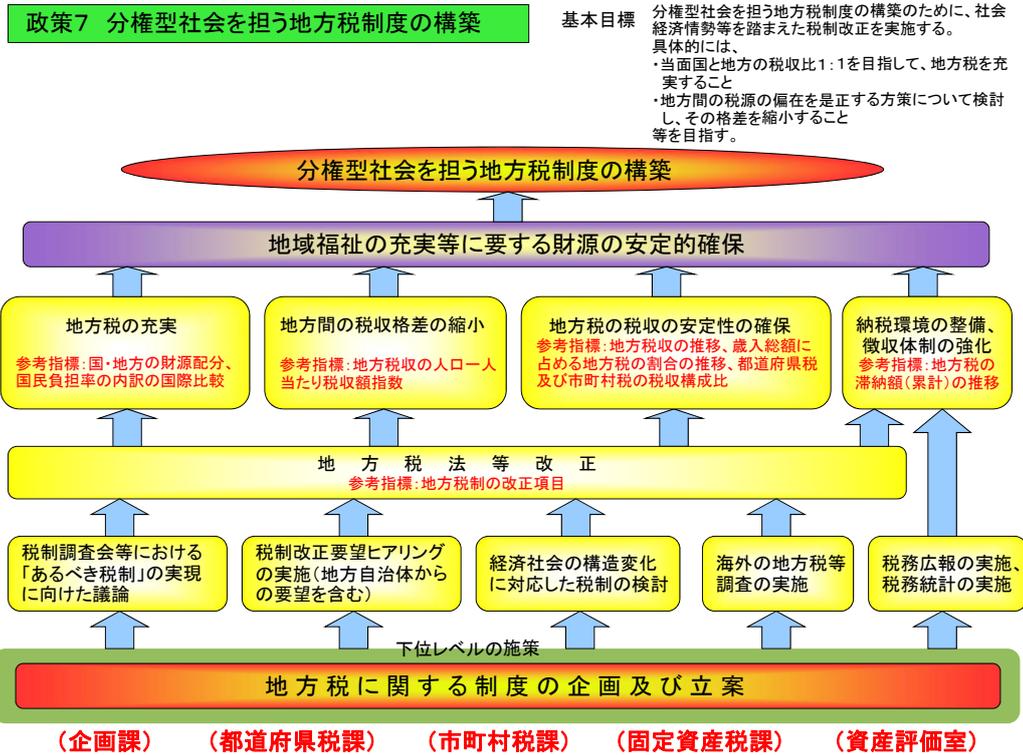
平成 22 年度地方税制改正について、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
地方税に関する 制度の企画及び 立案	<ul style="list-style-type: none">・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応・ 地方税に関する調査、資料の作成	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none">・ 税制調査会の設置について（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）・ 地域主権戦略の工程表（案）（原口プラン）・ 平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

（平成 21 年度予算額）

47.5 百万円

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならなくなっている。

(2) 関係する内閣の重要方針(主なもの)

重要方針	年月日	記載事項(抜粋)
税制調査会の設置について	平成21年9月29日(閣議決定)	1 内閣総理大臣の諮問に応じ、租税(国が課する税及び地方税)に関する制度について調査審議するため、内閣府に税制調査会(以下「調査会」という。)を設置する。 略 4 調査会に、運営その他の重要な事項を審議させるため、企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

		<p>略</p> <p>8 調査会及び委員会は、専門的事項について意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。</p>
<p>税制調査会への総理諮問</p>	<p>平成 21 年 10 月 8 日</p>	<p>貴会に下記事項を諮問します。</p> <p>記</p> <p>中略</p> <p>…、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、…、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。</p>
<p>平成 22 年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～</p>	<p>平成 21 年 12 月 22 日（閣議決定）</p>	<p>第 1 章 2. 税制改革の視点</p> <p>地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。</p> <p>第 3 章 9（1）国と地方の税源配分のあり方の見直し</p> <p>地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。</p> <p>第 4 章 平成 22 年度税制改正</p> <p>9. 租特透明化法（仮称）等 〔地方税〕</p> <p>地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその</p>

		結果の国会への報告等について定める 地方税法改正案を平成22年の通常国会 に提出します。
--	--	----------------------------------------------------

3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

➤ 参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
国・地方の財源 配分 (国：地方)	国・地方の歳出割 合に見合った歳入 となっているか。 (当面の目標である 国・地方の税収比1：1 に近づいているか。)	(決算) 57.1：42.9	(決算) 54.1：45.9	調査中
都道府県税及 び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地 方税体系となっ ているか。(景気変動 等の影響を受けに くい安定した税収 が期待できる税目 のウェイトが増加 しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.4% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.2% 軽油引取税 5.5% その他 8.2% (市町村税：決算) 個人市町村民税 33.8% 法人市町村民税 14.0% 固定資産税 39.9%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 28.9% 法人二税 35.0% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.4% 軽油引取税 5.1% その他 7.9% (市町村税：決算) 個人市町村民税 34.4% 法人市町村民税 12.7% 固定資産税 40.6%	調査中

		都市計画税 5.6% その他 6.8%	都市計画税 5.7% その他 6.6%	
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	44.2%	42.9%	調査中
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	(決算額) 地方税計 40.3兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.3兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円	(決算額) 地方税計 39.6兆円 法人二税 9.0兆円 個人住民税 12.6兆円 固定資産税 8.8兆円 地方消費税 2.5兆円	調査中
地方税収の人口一人当たり税収額指数(最大/最少)	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	(決算) 地方税収計 3.0倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	調査中
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	19,761億円	20,473億円	調査中

※ 例年、「参考となる指標その他の参考となる情報」で掲げていた「地方税制の改正項目」は、「政策の概要」の再掲だったため、本年度から当該項目を削除することとしました。

＜平成 21 年度における政策の実施状況＞

平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行った。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

(1) 政策の実施状況の分析

地域主権確立のためには、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直し、地方間の税源の偏在性が少なく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税などを充実していく必要がある。

平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等の改正を行い、地財計画等における国と地方の税収比が平成 22 年度では 53.0 : 47.0 となり、平成 21 年度に比べ地方の配分比率が 2.9 ポイントの増加が見込まれている。

また、各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

具体的には、税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするために、租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」について、平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で抜本的に見直すこととした。見直しの初年度となる平成 22 年度税制改正では、平成 21 年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め 90 項目を見直し、47 項目（サンセットを含む）を廃止した。

(2) 総括的な評価

平成 22 年度地方税制改正は、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うために政治家から構成された新しい「税制調査会」の議論を踏まえ、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から取り組み、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効的な改正と考えられる。

引き続き地域主権を確立するために、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていくことが重要である。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

地方団体が提供するサービスは、私たちの生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きな格差が生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは、避けなければならない。

このため、引き続き地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税などを充実していく必要がある。

		方向性の内容
予算要求	○	地方税制度改正を確実に実施していくための予算要求を行っていく。
制度	◎▲	地域主権を確立するために、国・地方間の税財源配分のあり方の見直しを行うとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築を目指す。
実施体制	◎	地方税制度改正を確実に実施していくための定員要求を行っていく。

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋、社会保障制度改革、低炭素社会の実現に向けた取組に関する政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく中で、真の地域主権に向けて、地方税制は、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方の見直すこと、税源の偏在性が小さく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていく必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 会長を財務大臣、会長代行を総務大臣及び国家戦略担当大臣、さらに各府省の副大臣が委員となっている税制調査会の議論に基づく結論を踏まえて、平成22年度地方税制改正を行った。

税制調査会では、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本税理士会連合会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、神野直彦関西学院大学教授、中里実東京大学教授、翁百合日本総合研究所理事からの意見聴取も行っている。

地方税制について、国・地方間の税財源配分のあり方の見直しを行うとともに地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的となる税体系の構築の必要性について意見が出され、平成22年度税制改正大綱の基本的考え方にその必要性が示された。

- ・ 平成22年6月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、評価書骨子(案)の評価の結果概要の記載方法について意見を頂き、本書において活用した。

7 評価を行う過程において使用した資料

- ・税制調査会の設置について

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf>

- ・税制調査会への総理諮問

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/shimon21.pdf>

- ・平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf>

- ・平成21年度税制調査会 会議資料一覧

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zentai21.html>

- ・税制改正の内容（地方税）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

- ・平成22年度 地方税に関する参考計数資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html